

## 新しい総合事業について

### 1 市で決定すべき内容

#### ①サービス内容

- ・訪問型サービス（入浴等の介助、清掃・調理等の家事援助等）
- ・通所型サービス（身体機能向上訓練、レクリエーション活動等）
- ・生活支援サービス（配食、ゴミの分別・ゴミ出し等）

#### ②実施主体（既存の介護事業者、民間企業、NPO、ボランティア等）

#### ③事業者の指定基準（人員・設備・運営基準、個人情報保護基準等）

#### ④事業者への報酬単価（サービスの専門性に応じた報酬単価）

#### ⑤利用者負担額（サービス内容や時間等に応じた負担額）

### 2 今後の対応

- 利用者やサービス提供事業者に不安を与えることなく、円滑に移行するため、新しい総合事業の移行については、既存のボランティア等の地域資源の活用を視野に入れながら、本市における利用者の現状やサービス提供の体制整備等を検証し、準備を進めていく。
- 移行のために必要な事務手続き等
  - ・要支援者等の現行サービスの利用実態把握（利用サービス内容の詳細等）
  - ・新しい総合事業のサービス内容、事業者の指定基準、報酬単価、利用者負担額の決定
  - ・地域包括支援センターにおける実施体制の確保
  - ・サービス提供体制の確保（事業者の体制整備）
  - ・各種システム改修（新しい総合事業の内容等決定後）
  - ・利用者、事業者、関係団体への周知等